

高速道路等の沿道における 屋外広告物設置基準の概要

～広告物等を表示・設置するみなさまへ～



平成29年4月
和歌山県

はじめに

本県では、阪和自動車道の開通（昭和49年）を契機として、『和歌山県屋外広告物条例』に基づき、高速自動車国道及び自動車専用道路（以下これらを総称して「高速道路等」といいます。）の沿道300mの範囲における屋外広告物の設置を原則として禁止してきました。

一方で、本県は、世界遺産やジオパーク等の観光・文化資源を有する観光立県であり、これらの資源を活用するためにも、現在、高速道路等の整備が順次進められているほか、和歌山県景観条例等を活用しつつ良好な景観形成に努めているところです。

このような中、来県者の利便性向上等の観点から、高速道路等の沿道に周辺景観と調和しつつ、わかりやすく統一感のある案内広告物の整備・誘導を図るため、今般、新たな広告物の設置基準を策定しました。今後は、本基準に適合する広告物により、本県の観光振興を一層推進するとともに、地域経済の発展を目指していきます。

設置基準では、和歌山県の観光施設や観光地点、地域特産品を案内する広告物について設置を認めるとともに、周辺景観との調和を図りつつ、高速道路等の利用者が必要な情報を適切に取得できるよう、その規格や色彩等に関し所要の規準を定めました。本リーフレットは、この設置基準の概要を簡単にまとめたものです。

また、設置基準の詳細を分かりやすく解説するとともに、良好な景観形成等の観点から推奨すべき広告物のデザイン等を普及・啓発するため、別途『高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準』を作成しましたので、そちらも併せてご覧ください。

『高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準』

和歌山県都市政策課ホームページ「和歌山県屋外広告物について」をご覧ください。

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>

高速道路等の沿道における屋外広告物設置基準の概要

広告物の設置が認められる路線はどこですか？

和歌山県内の高速自動車国道及び自動車専用道路が対象となります。
(ただし、中核市である和歌山市内の路線は除きます。)

広告物にはどのような内容を表示できますか？

知事が告示で指定する(1)観光地点又は(2)地域産業資源に限って表示できます。
具体的には、次に掲げる要件を満たすものが該当します。

(1) 観光地点

以下の4要件を満たすものが該当します。

- ① 和歌山県内に所在すること。
- ② 年間を通じて概ね1週間につき2日以上観光客を受け入れること。
- ③ 相当程度周知されていること。
- ④ 次表に掲げる観光施設又は観光地点に該当すること(民間施設を含みます。)

分類	観光施設又は観光地点
自然	山岳、高原(湿原を含む。)、湖沼(人造湖を含む。)、河川(峡谷及び滝を含む。)、海岸(岬を含む。)、海中(自然公園法(昭和32年法律第161号)で海中公園に指定されている地区をいう。)及び島
歴史・文化	史跡(古墳、貝塚、城跡及び古戦場をいう。)、城(天守又は矢倉を有する城(復元されたものを含む。)をいう。)、神社、仏閣、庭園、歴史的街並み、旧街道(歴史的な街道であって、観光地点として魅力を有するものをいう。)、博物館、美術館、記念館、資料館、動物園(サファリパーク及び鳥類園を含む。)、植物園、水族館、産業観光(ワイナリー、ビール園、酒造見学を行う施設を含む。)、歴史的建造物
温泉	温泉地(温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉がゆう出する地域をいう。)
スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーション施設(ゴルフ場、テニス場、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設及び自然歩道を含む。)、スキー場、キャンプ場、釣り場、海水浴場、マリナー、ヨットハーバー、公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づき設置されたものをいう。)、レジャーランド・遊園地及びテーマパーク
商店街	商店街
その他	この表に掲げるもののほか、(1)から(3)までの要件を満たす観光施設又は観光地点として知事が認めるもの

(2) 地域特産品

中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源であって知事が指定するものについて、その地域名(市町村名)と併せて表示できます。

ただし、個々の商品広告を排除するため、地方自治体又は公共的団体(農協、漁協、観光協会等)によって設置されるものに限りま

梅、柿、じゃばら、ミカン、桃、紀州うめどり、熊野牛、山椒、鱈、クエ、タチウオ、マグロ、紀州箆笥、紀州備長炭、漆器、醤油、味噌、めはりずし、和歌山ラーメン等の農林水産物や各種工芸品等とその地域を告示で指定しています。詳しくは、和歌山県都市政策課ホームページ「和歌山県屋外広告物制度について(地域特産品等及び観光施設等の指定)」をご覧ください。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>

広告物の規格やデザインに決まりはありますか？

- (1) 広告物には、**主要部分**及び**案内部分**を設けます（必須）。
また、必要に応じて**記号等部分**を設けることができます（任意）。



【**主要部分（必須）**】
地点・特産品の名称等を表示する部分

【**案内部分（必須）**】
インターチェンジの名称を表示する部分

【**記号等部分（任意）**】
地点・特産品の記号等を表示する部分



←記号等部分には、
写真やピクトグラムを表示できます。

記号等部分の例

- (2) 規格、デザインは次のとおりです。

①大きさ

単独看板：20㎡以内 集合看板：30㎡以内（英語等を併記する場合は45㎡以内）

単独看板^(※1)の例



集合看板^(※2)の例



(※1) 特産品又は観光施設等の名称が1の場合

(※2) 特産品又は観光施設等の名称の総数が2又は3の場合

②高さ

道路面から12m以内 かつ 地盤面から7m以内

③形状

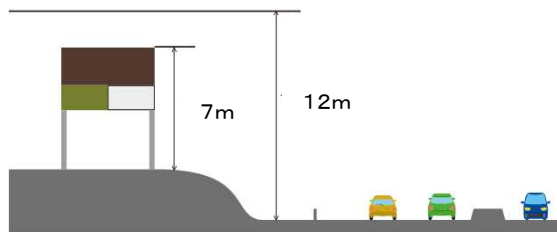
長方形 かつ 幅11m以下

④色

主要部分：茶（背景色）白（文字色）

案内部分：白（背景色）茶（文字色）

〔茶：色相10R～7.5YR 明度1.5～3.5 彩度1～3〕
〔白：明度9.0以上 彩度0.3以下〕



高さ規制のイメージ

⑤字体

視認しやすい字体（主要部分及び案内部分共通）

⑥文字サイズ

道路端から15m以内の場所に設置する場合：縦50cm以上

道路端から15m超30m以内の場所に設置する場合：縦70cm以上

⑦面積

案内部分：表示面積全体の1/5以上

記号等部分：表示面積全体の1/5以下

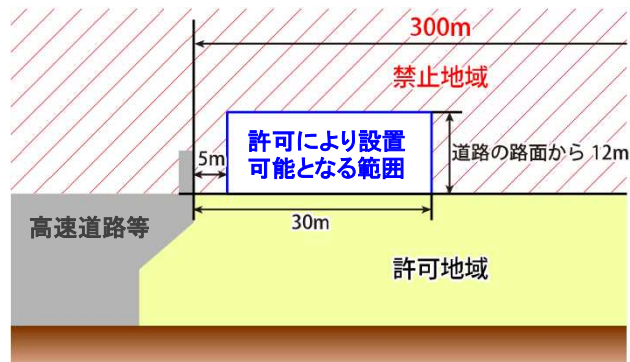
表示数の上限や設置場所について決まりはありますか？

表示数の上限

同一内容の表示数は、4までとなります（上り・下りそれぞれ2まで）。

設置場所

①道路端から5m超30m以内の範囲に設置してください（下図の青枠部分）。
ただし、道路標識等から10m以内の区域には設置できません。



設置場所規制のイメージ

②他の広告物から走路方向に80m以上離れた場所に設置してください。
ただし、地理的要因その他やむを得ない場合であって一定の条件（他の広告物と色彩、レイアウト等を統一させる場合等）を満たす場合はこの限りではありません。
詳細はご相談下さい。



相互間距離規制のイメージ

！！広告物等を表示・設置するみなさまへ！！

～以下の点にご留意ください～

◎広告物を設置するには、市町村長の許可を得る必要があります。

◎一度許可を得た広告物であっても、原則3年ごとに許可の更新が必要となります。

その際には、資格者(※)による点検が必要です。

(※) 資格者：屋外広告業の登録業者、屋外広告士、建築士、電気工事士など

◎広告物の設置を依頼する際には、屋外広告物業の登録を受けた業者であるか確認して下さい。

◎皆様の顔でもある看板が他人に危害を加えることのないよう、看板の支持部材に錆び等がないか定期的に確認し、不安な場合は専門の広告業者にご相談下さい。

！！県による事前協議に関するお知らせ！！

本制度を円滑に運用するため、本制度の施行後当分の間、和歌山県において、広告主・広告業者等のみなさまから、広告物の設置に関する事前相談・事前協議を受け付けます。

詳細は以下までお気軽にご相談下さい

お問い合わせ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課 景観・公園班

TEL：073-441-3228 FAX：073-441-3232

発行/お問い合わせ先

和歌山県庁 県土整備部 都市住宅局 都市政策課
〒640-8585（県庁専用郵便番号）和歌山市小松原通1丁目1番地
TEL:073-441-3228 FAX073-441-3232
HP:<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>